

児童養護施設等における入所者の 自立支援計画について

平成10年3月5日

厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知、児発第9号

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）は、平成10年2月18日をもって公布され、同省令による改正後の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）の施行に関し、児童養護施設等において留意すべき事項については、平成10年2月18日児家第6号本職通知「児童養護施設等における児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行に係る留意点について」により通知したところであるが、今回の最低基準改正の趣旨を踏まえ、児童養護施設等における入所者の処遇に係る計画について、下記の点に留意しつつ、自立支援計画を策定し、又は既存の処遇計画を自立支援計画として見直し、入所者の処遇向上の観点から、その一層の活用を図られたい。

なお、本通知については、社会・援護局企画課と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第1 児童養護施設、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設に入所している児童に係る自立支援計画について

児童福祉施設に入所中の児童に対する指導については、担当職員のみならず施設長を初めとする職員が共同して、生活指導、職業指導、家庭環境調整等各援助領域を通じ、入所から退所後までの間の継続的な指導を行うことがもとより必要であ

るとともに、今回の最低基準の改正を踏まえ、児童の自立支援の視点に立った指導の充実や、児童の通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を推進する観点から、入所者個別の自立支援計画を策定されたいこと。

当該計画は、入所時に児童相談所の処遇指針を受け、児童自身の意向も踏まえて策定し、以後は定期的に児童相談所と協議の上再評価を行うこと。再評価に際しては、児童のいわゆる問題行動や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が児童の成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くこと。なお、当該計画の書式については、従来から各施設において策定していた個別処遇計画に所要の修正をすることでも足りるものであり、標準的と考えられる書式を（別添1）として添付したので参考にされたいこと。

第2 母子生活支援施設の入所者に係る自立支援計画について

母子生活支援施設の入所者に対する支援については、担当職員のみならず施設長を初めとする職員が共同して、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言等各援助領域を通じ、入所から退所後までの間の継続的な支援を行うことがもとより必要であるとともに、今回の最低基準の改正を踏まえ、母子家庭の自立支援の観点にたった支援の充実や、福祉事務所、母子相談員、児童家

庭支援センター、母子福祉団体、公共職業安定所、児童の通学する学校や児童相談所等関係機関との連絡を推進する観点から、入所者個別の自立支援計画を策定されたいこと。

当該計画は、入所時に福祉事務所、母子相談員等と協議の上、母子自身の意見・意向も踏まえて策定し、以後は定期的に福祉事務所等関係機関と協議の上再評価を行うこと。再評価に際しては、母子の問題や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が母親の自立及び児童の成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くこと。なお、当該計画の書式については、従来から各施設において策定していた個別処遇計画に所要の修正をすることも足りるものであり、標準的と考えられる書式を（別添2）として添付したので参考にされたいこと。

なお、最低基準においては、母子生活支援施設について、新たに関係機関との連携に係る規定（第30条の2）を創設し、母子生活支援施設の長は福祉事務所等関係機関と密接に連携して母子の保護及び生活の支援に当たらなければならないこととされたところであり、母子生活支援施設に入所措置を採った福祉事務所にあつては、自立支援計画の作成に関し施設から意見等を求められた場合には協力を行うよう努められたいこと。